

山梨県立大学履修・単位認定に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2209号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項及び第26条第2項の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法・単位認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目、各授業科目別の単位数等は、全学共通科目については別表1、専門科目については別表2、教職課程科目については別表3のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、原則として、毎学期授業期間の開始前に、履修しようとする科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 学生は、成績評価で不合格になった科目について、改めて履修登録することができる。
- 3 履修登録をした科目の訂正又は取消しは、定められた手続による以外は認めない。

(履修の制限)

第4条 次の各号に掲げる科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目（集中講義、実習等を除く。）
- (4) 複数開講されている同一の科目

2 学長は、次の各号に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

- (1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するために、特定の学生に対して科目を指定することが必要と認められるとき。
- (2) 特定の科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき。

(試験等)

第5条 学則第25条に規定する試験等は、原則として、授業期間内に行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、科目によっては随時試験等を行うことができる。
- 3 前2項に定める試験等の方法は、科目の担当教員が定める。

(成績評価・単位認定)

第6条 科目の担当教員は、試験等により、当該科目の学修を評価し単位を認定するものとする。

- 2 前項の学修の評価は、学則第26条の規定に基づき、S、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、合否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表す。
- 3 前項に規定する評語は、次に掲げる基準及び得点の区分に応じて標記する。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

(試験等を受けることができない者)

第7条 試験科目の出席時間数が講義及び演習において授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者は、試験その他の審査による評価を受けることができない。

(不正行為)

第8条 試験等において不正行為を行った者は、当該学期の科目の履修が全て無効となるほか、学則第33条の規定に基づき懲戒の対象とされる。

(成績評価に対する異議申立)

第9条 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

2 異議の申立てに関する手続については、別に定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、科目の履修方法等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件（以下「授業科目等」という。）については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

3 在学者に係る PENTAS YAMANASHI 科目の最低必修単位については、別に定める。

4 この規程の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目

等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件（以下「授業科目等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。